



働く株主®

みさき投資株式会社

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明

2025年12月改訂

みさき投資株式会社

(以下、全ての文面の無断転載を禁ずる)

日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明文

日本版スチュワードシップ・コードの大目的は、『経営者と投資家の建設的対話を通じた中長期的な投資リターンの拡大』に置かれていると私たちは理解しています。私たちは同コードの趣旨に全面的に賛同し、2014年5月に受入れを表明しました。また、2020年3月に改訂された同コードに引き続き、今回2025年6月の第三次改訂についてもこれを受入れ、その精神を投資の現場で体現する運用会社としてスチュワードシップ責任を果たしていくことを、ここに表明します。



働く株主®

みさき投資株式会社

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

私たちはエンゲージメント投資を専門とする資産運用会社です。日本の上場企業の中から厳選された少数の企業に投資し、長期に亘って支える株主となり、経営陣と共に「働く」ことで企業の改革・成長を応援していきます。私たちは、日本に『働く株主®』という新しい株主モデルを作り上げたいと考えています。

私たちが機関投資家として負う「スチュワードシップ責任」は、投資先企業と誠実に向き合い、その価値向上に向けて協働することにより、顧客の中長期的な投資リターンを拡大することだと考えています。

従って、私たちにとっての「スチュワードシップ責任」は、通常の資産受託者としての責任に加え、『働く株主®』として投資先企業と主体的に関わる上での社会的責任を含むものになります。

『働く株主®』としての役割を考える上で、私たちは約60年前の松下幸之助翁の洞察に驚き、また、自らのエンゲージメント活動の指針としています。

「株主は、みずから会社の主人公であるということを正しく自覚、認識していかなければならない。そして経営者に対して言うべきは言い、要望すべきは要望するという、主人公としての態度を毅然として保つことが大事ではないかと思う。たとえ少数株しかもっていない株主であっても、会社の主人公たる株主としての権威、見識を持って会社の番頭である経営者を叱咤激励する、ということも大いに望ましいのである。そのようにすれば、経営者としても経営によりいっそう真剣に取り組み、業績をあげ、利益をあげて、それを株主に十分還元しようという気持ちが強くなってくるのではないだろうか」

(昭和 42 年 11 月 月刊「PHP」)

私たちは投資一任契約に基づいて顧客のために投資運用を行っています。私たちの運用戦略は、日本の上場企業の中から厳選された少数の企業に投資を行うものであり、本指針は顧客資産の運用に際して適用されるものです。

エンゲージメント投資を専門とする資産運用会社として、私たちは全ての投資先企業に対してエンゲージメント活動を展開します。その際、形式的なコーポレート・ガバナンスの問題や株主還元策のみを議論するのではなく、事業の戦略や競争力やそのサステナビリティにまで踏み込んで対話を行います。同業他社や海外競合との比較分析に基づく経営課題の提示、企業価値向上仮説の提案、経営戦略の策定、そして販売先や提携先の紹介、役職員待遇方法の多様化策など、投資先企業に対して多面的なサポートを行うことで、事業競争力・収益力の強化や役職員のモチベーションアップによる企業価値の向上を支援します。

エンゲージメント活動の結果、私たちは投資先企業の長期的な「資本生産性」が向上することを目標としています。労働市場における労働者、製品市場における消費者と並び、資本市場における株主として企業と向き合い、その生産性向上を支援することが私たちの役割であると考えているのです。



働く株主®

みさき投資株式会社

エンゲージメント投資は長期に亘る活動であるため、私たちは投資先企業の持続可能性を重視しています。ESG(環境・社会・ガバナンス)を含む非財務要素も合わせて分析します。

本受入れ表明は私たちがスチュワードシップ責任を果たすための基本方針となるもので、当社 Web サイト上で公表しています。

https://www.misaki-capital.com/Documents/statement_of_acceptance_of_the_japanese_stewardship_code.pdf

また、本受入れ表明および当社のスチュワードシップ活動方針に関するお問い合わせ先は下記となっております。

みさき投資株式会社 info@misaki-capital.com



原則 2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は独立系の資産運用会社であり、私たちが展開するスチュワードシップ活動に影響を及ぼす特定の企業グループは存在しません。従って、所属する企業グループとの関係性に基づく利益相反関係も存在しません。

これを前提とし、当社がスチュワードシップ責任を負うべき顧客、そして投資先企業との利益相反を回避・管理するために、以下のような理念を持ち、また組織としての体制を構築しています。

エンゲージメント投資を専門とする資産運用会社である当社において、最も重要な利益相反上の論点は、顧客利益と投資先企業の利益との間に生じうる利益相反です。例えば、顧客への運用成績を重視するあまり、企業経営に弊害をもたらしかねない短期的利益を志向したエンゲージメント活動を行う可能性があるのではないか、というような点です。

しかしながら、「長期的な事業価値の向上は全てのステークホルダーにとって最大限の効用をもたらす」という私たちの行動指針に忠実に従えば、短期的に見れば利益相反と見られる可能性があることでも、長期的には顧客、投資先企業双方にとって利益相反とはならない可能性が見いだせると考えています。

短期的な顧客利益のために財務健全性を損なうような過剰な株主還元や人員削減を迫ることは、長期的には事業価値を毀損し、却って長期的な顧客利益を毀損することにつながりかねません。一方、真に企業の組織的な強みに基づかないとの理由で、経営陣にノンコア事業の売却を促すことは、短期的には企業にとって痛みを伴うことかもしれません、長期的には企業・顧客双方に資することだと考えます。

私たちの行動が、顧客および投資先企業の双方から見た長期的利益にかなうものかどうか、利益相反を引き起こしていないかどうかは、後述のように経営諮問委員に学界、産業界の経験豊富な方々を招聘し、ご助言を頂くことで確認する機会を得ています。

こういった活動を通じて、私たちは『働く株主®』として短期的な利益相反を昇華し、長期的、多面的、そして本質的な利益の一致を目指しているのです。その他に起こりうる利益相反の事態としては、以下のような三つの類型を想定しています。

- ① 当社が投資一任契約に基づいて投資する企業への、役職員の自己勘定による投資行為
- ② 当社と営業上の関係を有している企業(例:当社運用商品の販売や、当社との投資・調査活動の連携を行う会社)および、当社が企業年金の委託を受けている企業への投資行為
- ③ 当社の役職員やその配偶者、および二親等内の血族が重要な利害関係を持つ企業への投資行為



働く株主®

みさき投資株式会社

これらを管理するため、当社では以下のような組織体制を構築しています。

- ① インサイダー取引に関する諸規程を整備し、役職員による国内上場株式への投資は原則として一切禁止するとともに、半期に一度その遵守状況に関してコンプライアンス責任者への届け出を義務付けています。また、入社時および入社後も定期的な研修を実施することにより、役職員への周知徹底に努めています。
- ② 投資先企業の行っている取引等に関して、当社との間で何らかの利益相反(あるいはその可能性)があることを認識した場合には、コンプライアンス責任者の指示に従い、当該企業への投資を直ちに停止する等の措置を実施します。
- ③ 当社の役職員やその配偶者、および二親等内の血族が重要な利害関係を持つ企業を予め特定し、それらの企業への投資は一切行いません。

さらには、社内のガバナンス体制をより強固なものとするため、企業価値・法律・会計・経済・経営に関する第一人者の方々に経営諮問委員にご就任いただき、これらの方々には日常的にご助言をいただいています。

なお、これらの施策にもかかわらず万一重大な利益相反が発生した場合には、各種社内規程およびコンプライアンス責任者の指示に従い、すみやかに当該事実を公表した上で、適切な措置を講じることとなっています。

【当社経営諮問委員】

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 伊藤 邦雄 | (一橋大学名誉教授) |
| 楠木 建 | (一橋大学大学院特任教授) |
| 小林 慶一郎 | (慶應義塾大学経済学部教授、キヤノングローバル戦略研究所研究主幹) |
| 松谷 博司 | (元投資信託協会会長) |



原則 3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

わが国企業が抱える低資本生産性の問題をより踏み込んで分析してみると、その核心は資産回転率や財務レバレッジが低いことではなく、事業マージン、すなわち事業の収益力そのものが低いことがわかります。

従って私たちは、わが国における建設的対話の焦点は、「事業の収益力を向上するためには、経営上何が必要か」という企業経営そのものに置かれなければならないと考えています。

『働く株主®』として私たちは、優れた事業や戦略を持つ企業を探し出すことはもちろんのこと、投資後も継続的な関係強化と協働活動を行うことにより、企業価値の向上に貢献したいと考えています。そのためには、業績や財務状況などの表層的な分析に留まらず、市場・競争環境、ビジネスモデル、競争優位の源泉とその持続可能性(サステナビリティ)などへの根源的な洞察が欠かせません。さらに、企業体としての組織文化を形成するに至った創業来の沿革や経営の変遷、企業理念やビジョン、そして現経営陣の人物像にいたるまで深く理解することが重要だと考えています。

これらの情報収集は企業 IR 部門への取材、生産現場や販売現場の訪問、取引先や競合へのヒアリング、社史の読み込み、専門誌の購読や有識者への質問等を通じて行われますが、中でも私たちは経営者と直接面談できる機会を大切にしています。また、一連の調査・モニタリング活動を通じて、企業の財務状況のみならず、ESG に代表される経営の非財務的な側面、そして企業体としての収益の持続可能性も確認しています。

私たちは少数の企業に厳選して投資を行うことから、担当案件チームがこれらの調査・モニタリング活動を行っています。月に一度行われる投資委員会では、投資先企業・投資候補先企業について進捗報告が行われ、組織として的確な状況把握に努めています。

これら調査・モニタリング体制の構築により、投資先企業の環境変化や企業価値毀損のおそれがあれば、すみやかにそれを察知し、投資委員会に報告すると共に、企業の担当者や経営者に問い合わせるなどして適切な措置を講じます。

なお、以上の調査・モニタリング活動、エンゲージメント活動については、全て文章で記録が作成され、コンプライアンス兼リスク管理オフィスがより厳重な管理が必要であると判断された文書については、アクセスできる人間を限定する等の措置が実施されています。



原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的をもった対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

私たちが行うエンゲージメント活動は、事業戦略、経営改革そのものを題材とし、グローバル競争の観点から「いかにして企業の競争力を高め、持続可能なものとするか」ということに焦点を当てたものです。そのため、①事実に基づき、②投資先企業ごとに個別化した議論を行うことを指針として、企業・経営陣と認識の共有を図ります。

なお、エンゲージメント活動を進める中で、投資先企業から私たちが保有している株式数の開示を求められた際には、私たちが顧客であるアセットオーナーに対して負っている責任について企業・経営陣にご理解頂き、建設的な対話に繋げていく観点から原則、ご要請に応じる方針としています。

私たちの投資戦略は『働く株主⑧』として長期間のエンゲージメント活動を行うのですが、例外的に①企業価値が毀損される重大かつ急迫の危険がある場合、②企業価値の向上を目的とした努力にも関わらず、経営陣との信頼関係が毀損された場合、③企業価値の向上が望めないことが明白となった場合には、投資を継続することが顧客利益の拡大につながらないと判断し、保有株式の売却を行います。

私たちが『働く株主⑧』としてエンゲージメント活動を展開する上では、未公表の重要事実を入手することは原則として前提としていません。株式市場の公平性・公正性に照らして、インサイダー取引は資産運用会社が管理すべき利益相反行為の筆頭事項であると認識しており、「原則2」表明文の通り、役職員の教育や組織体制の構築により防止に努めています。

これらの施策にも関わらず、万一意図せず未公表の重要事実を受領した場合には、当該株式の売買を直ちに停止し、コンプライアンス責任者の指示による適切な措置を講じます。

ただし、エンゲージメント活動を行う過程でより踏み込んだ協働が必要になり、またそうすることが顧客利益に資すると判断した場合には、投資先企業と合意の上で未公表の重要事実を入手し、より踏み込んだエンゲージメント活動に移行することができます。その際には社内規程に基づき、コンプライアンス責任者が当該情報を登録・管理するとともに、一切の売買を停止します。

そしてエンゲージメント活動が終了した時点においては、投資先企業には当該情報のすみやかな開示を求め、また当社との間で未公表の重要事実は存在しないことを書面により確認した時点から売買が可能となる場合があります。

また、投資先企業との対話に当たり、他の機関投資家と協議する所謂「協働エンゲージメント」については、これを有効な手段として認識しています。私たちは大量保有報告制度における共同保有者に該当しない範囲において、他の機関投資家と投資先企業についての意見交換や、エンゲージメント活動の連携を行う場合があります。



原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

私たちは、全ての投資先企業について議決権の行使を行います。その際には、形式的・外形標準的な判断基準を設けて機械的な判断を行うのではなく、「投資先企業の競争力強化につながるか」という原理・原則に基づいて個別企業の状況に鑑みて判断することを基本方針としています。また、これらの基本方針は「議決権行使ガイドライン」として公表しています。

私たちは少数の企業のみに敵選して投資を行うことから、全ての投資先企業と全ての議案について事前に十分な対話をを行い、その背景思想や目的について理解した上で、当該議案が投資先企業の中長期的な価値向上につながるものか、そして顧客のリターンにつながるものかを審議することができると考えています。

私たちは、外部の議決権行使助言会社は利用せず、全ての議案を投資委員会で審議し、賛否の判断を行います(ただし、これらの機関とコーポレート・ガバナンスや投資家の議決権行使状況に関する意見交換を行うことはあります)。

過去一年間の議決権行使結果は、投資顧問業協会のガイドラインに従って主な議案の種類ごとに整理した上で、年に一度8月を目途に公表します。

また、議決権行使結果の個別開示については、各企業の本決算期末において当社が大量保有報告書を提出している場合や私たちとその顧客の利益のみならず、投資先企業の『株主共同の利益』、さらに言えばステークホルダー全体への利益にもつながると考えられる場合、これを公表します。少数の企業に敵選したエンゲージメント投資においては顧客利益保護の観点から投資先企業の秘匿性を維持することが強く求められていますが、大量保有報告先についてはその点の懸念が少ないと想われるため、開示範囲として相当と考えています。個別開示に際しては賛否の理由も明確にします。



働く株主®

みさき投資株式会社

原則 6 機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

私たちはエンゲージメント活動を投資戦略の根幹としているため、エンゲージメント活動の詳細な報告を行うことは、顧客への最も重要な説明責任の一つと位置づけています。

従って、顧客への四半期運用報告書において主なエンゲージメント活動の内容について詳細に記載するとともに、必要に応じて顧客を直接訪問し、説明を行います。この際に、議決権行使の内容についても公表している内容に加えて、適宜詳細を説明します。エンゲージメント活動の記録は 10 年以上これを社内に保管し、顧客からの要請があれば、適宜開示するものとします。



原則 7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

私たちは、わが国における理想的なエンゲージメント活動の焦点は、事業戦略や企業経営の改革を支援することで、企業の競争力を強化・発展・維持可能なものとすることに当たるべきだと考えています。

そのために必要な実力とは、企業の経営状況や経営課題を深く理解し、経営者と対等な認識レベルをもって意見交換を行い、信頼関係を構築した上で、長期的な競争力向上につなげていく能力です。

当社のメンバーは、長年にわたり、経営コンサルティング業界において様々な経営改革を支援し、運用業界においても数多くの投資先企業に対してエンゲージメント活動を実践してきました。加えて、国内最大級の経営戦略コンサルティングファームと連携し人的・知的交流を図り、常に最先端の経営改善手法を理解することに努めています。

また、企業経営に造詣の深い経営諮問委員の方々から、専門的立場や大所高所からのアドバイスをいただくことで、より強力かつ適切にエンゲージメント活動を進めることに留まらず、ガバナンス・利益相反管理の向上を図っていけるものと考えています。

私たちはエンゲージメント投資を専門とすることから、当社のプロフェッショナルスタッフには必ず対話の実力を身につけることが要請され、また業績の評価や処遇においても重視されます。そのため当社では、社内の勉強会や外部講師を招いた研修、海外の教育機関への派遣により実力向上の機会を豊富に提供する等、継続的な自助努力も行っています。私たちは常に長期投資や責任投資の業界動向を取得し、署名機関相互の学習に努めています。

私たちが投資先企業に対して行うエンゲージメント活動は、一義的には私たちの顧客に対する受託者責任として行うものですが、より本質的には、投資先企業の長期的な価値向上を通じて、従業員や消費者など、広く当該企業のステークホルダー全員に利益が享受されるものだと考えています。したがって、私たちがどのようなエンゲージメント活動を行い、どのように競争力の強化を支援していくかについては、幅広いステークホルダーと情報共有や意見交換を行います。

当社はこうした投資先企業の持続的価値向上等に関するスチュワードシップ活動の実施状況、その効果を検証・自己評価を行い、その結果を原則年1回、当社ホームページにおいて公表します。



働く株主®

みさき投資株式会社

原則 8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

本原則は機関投資家向けサービス提供者向けのものであり、当社には適用されません。

(更新履歴)

2014 年 5 月	初版
2014 年 10 月	第 2 版
2017 年 11 月	第 3 版
2020 年 9 月	第 4 版
2025 年 12 月	第 5 版